

特別な教育的ニーズを持つ児童の放課後対策と相談支援 のあり方に関する研究

—江戸川区すくすくスクール事業におけるセルフ・アドボカシーに着目した心理臨床活動—

船越 知行

目白大学人間学部人間福祉学科

<要 旨>

近年、厚生労働省と文部科学省の両省連携による放課後対策事業（放課後子どもプラン）が開始され地域における教育と福祉との連携が加速している。放課後対策事業は、地域の人的資源など地域力を活用した包容力のある子育て環境の再生という意味を持ち始めている。すべての児童を分け隔てなく放課後のケアリング（世話）にあたる従事者へのこころの支援活動として臨床心理士による巡回相談は重要な役割を担っている。地域に係る臨床心理士の相談活動には、単に問題行動への対応に関する専門的情報の提供を越えて、深く従事者の児童理解（児童のセルフ・アドボカシー）を促し、見守りにおける従事者のエンパワーメントを引き出すことが必要である。

実際の放課後対策の従事者は、放課後事業を利用する児童や親・保護者、放課後事業の施設提供をする学校との相互関係の中で、さまざまなケアリングの問題に直面している。本研究では、放課後対策における心理臨床活動の背景を調査し、今後の相談支援のあり方を検討する。

<キーワード>

放課後対策 特別な教育的ニーズ、臨床心理活動、相談支援、セルフ・アドボカシー

【はじめに】

文部科学省（地域子ども教室）と厚生労働省（放課後児童クラブ）の両省連携による放課後対策事業（平成19年放課後子どもプラン）が開始された。これによりすべての子どもの健やかな育成基盤として安心・安全な子どもの居場所づくりが全国的に広がりを見せている。この事業は、学校施設を活用して住民の参加を促すところに特徴がある。

発達障害者支援法（平成17年、第9条）において、「放課後児童健全育成事業の発達障害児の利用の機会の確保を図る」とされたことで、放課後事業の場は、多様な児童の過ごす場所となっている。

地域の中で取り組まれる放課後対策事業の広が

りに伴い子どものケアリングにおける心理相談支援が求められている。

東京都江戸川区では、平成17年度から放課後対策として「すくすくスクール事業」（放課後子どもプランのモデルともなった取り組み）を行っており、平成18年度から事業従事者を対象とした臨床心理士（8名）の巡回相談を開始した。

その相談対象は、事業の従事者であるが、主な支援内容は、発達の遅れや家庭環境に問題を持つケア困難な児童（特別な教育的ニーズを持つ児童）への対応である。

本事業の特徴は、事業従事者の区内在住率が97.7%という住民参加による事業であり、従前の

コンサルテーションとは異なる地域支援の新たなあり方の検討が必要となっている。そこで本研究では、放課後対策事業における相談支援へのニーズを調査し、児童のセルフ・アドボカシーに着目した心理臨床活動を踏まえた相談支援のあり方について検討した。

【方法及び対象】

東京都江戸川区（人口 665,633 人、合計特殊出生率 1.31(東京第 1 位)、年少人口 95,721 人（人口比 14.38%）、児童数（小学生 38,120 人）において実施している放課後対策事業（すくすくスクール事業登録児数 24,439 人、登録率 64.1%：児童クラブ登録 4,825 人、一般登録 19,614 人）を対象として質問紙による調査（事業担当所管である江戸川区教育委員会事務局教育推進課の協力を得て事業所及び学校については配布・回収とし、利用者については、郵送による回収）を実施した。

本調査に先立ち事前調査を行い、江戸川区で設定している 5 つの地区（図 1）から、それぞれ 1 か所について現場従事者（クラブマネージャー、サブマネージャー、プレイングパートナー、サポーター）に意見聴取を実施し現状把握を行った。

本調査は、①すくすくスクール事業所のサブマネージャー 73 人（全小学校 73 校に設置：常勤 120 人、非常勤 137 人、）に 1 月に調査を実施した。次いで②すくすくスクールの利用者向け調査として児童の保護者 111 人（各事業所 1～2 名）に 1 月に調査を実施した。さらに③すくすくスクールを設置している学校向け調査として小学校 73 校の副校長に対して 2 月に実施した。（数値は平成 20 年度） 調査項目は、①事業所向け調査全 22 項目（児童への働きかけに関する 8 項目）、現場

従事者に関する 3 項目、親・保護者に関する 5 項目、児童に関する 5 項目、専門職に関する 1 項目）、②利用者向け調査全 12 項目（子どもへの働きかけに関する 4 項目、日常生活での対応に関する 3 項目、子どもに関する 4 項目、発達支援に関する 1 項目）、③学校向け調査全 13 項目（児童に関する 4 項目、親に関する 2 項目、児童への働きかけに関する 3 項目、連携と情報共有に関する 4 項目）である。

分析方法：事業所調査（n73 回収率 100%）、利用者調査（n102 回収率 91.8%）、学校調査（n67 回収率 91.7%）の 3 調査全 29 項目のうち、①各調査の独自な 17 項目（事業所 10 項目、利用者 1 項目、学校 6 項目）と②共通する 12 項目（事業所と利用者に共通する 3 項目、事業所と利用者と学校に共通する 8 項目、事業所と学校に共通する 1 項目）について比較を行った。さらに③江戸川区を 5 つの地区（A 地区 13、B 地区 13、C 地区 17、D 地区 16、E 地区 14）ごとに回答傾向を比較した。④調査を通じて既に何らかの発達支援を受けていると答えた回答者（10 人）に関する分析を行った。

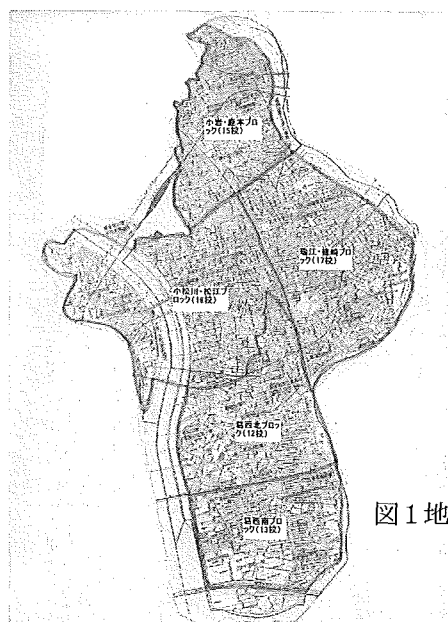


図 1 地区別地図

【結果】

1. 各調査における独自項目の特徴

1) 事業所調査について、児童に働きかける意識は、スタッフとして(52.1%)、ときに母親のつもり(23.3%)である。児童との対応で揺らぎ(困惑)を感じる時は、常識を越えた児童の行動に接するとき(58.9%)であり、具体的な感じ取れる困り感として、興味の範囲が狭い(52.1%)、経験していないことを想像することが苦手(49.3%)、予期せぬことが起きるとパニックになりがち(42.5%)が上位を占めている。他方、特に対応が難しいと感じる親との関係では、メンタルな事情を抱える親との関係(64.4%)である。

2) 利用者調査について、相談機関や医療機関等で専門職からの助言を受けている(9.8%)。

3) 学校調査について、通常学級での対応で特に困難と思われる問題は、問題行動(喧嘩、攻撃、奇声、離籍、パニックなど)(70.1%)である。また、児童の放課後生活で大切なものについて、安心して過ごせる場所(67.2%)を挙げた。さらに児童の社会性で比較的不足していることは、コミュニケーションに関すること(94.0%)である。

2. 2調査共通項目の特徴

1)「児童との関わりで大事にしていること」は、事業所調査では、話し合い言い分を聴く(57.5%)であり、利用者調査では、子ども同士が仲良く楽しく遊ぶ(64.7%)と違いが見られる。2)「児童の不応行動の要因」は、事業者が相互作用による(46.6%)、子ども自身による(45.2%)と捉えている。利用者調査では、他の子どもとの人間関係(53.9%)を挙げており、発達支援を受けている児童の親は、80%と高い。3)「家庭での子育て

意識」については、事業所調査は、親が自分の児童にのみ気が向いている(52.1%)、児童の言動に左右されている(50.7%)、児童に対して見守る関わりがない(43.8%)ことを挙げている。利用者調査では、自分の子どものことが気になる(58.8%)、子どもに対して注意が多く細かい(52.9%)、全般的に子どもに対して厳しい(36.3%)である。他方、発達支援を受けている児童の親は、自分の子どものことが気になる(80%)が他に比して高い結果である。

3. 3調査共通項目の特徴

1) 気になる児童の言動について(表2)は、「がまんすることが苦手」で共通しているが、全体としては事業所及び学校と利用者の立場で選択項目に違いが見られる。

事業所相談の「児童の気になる言動」の地区別の特徴は、すべての地区において2項目以上が平均を上回り、B地区は3項目、D地区は5項目が平均を上回っている。(表1)

表1 事業所地区別調査：児童の気になる言動(%)

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
①	46.2	<u>61.5</u>	52.9	<u>68.8</u>	<u>71.4</u> *
②	53.8	38.5	<u>58.8</u>	<u>81.3</u> *	50.0
③	38.5	<u>53.8</u>	<u>64.7</u> *	<u>56.3</u>	42.9
④	<u>61.5</u> *	30.8	<u>52.9</u>	<u>50.0</u>	28.6
⑥	23.1	23.1	<u>52.9</u>	<u>43.8</u>	<u>71.4</u> *
⑦	<u>38.5</u>	<u>61.5</u> *	35.3	25.0	21.4

*:項目の最大値、 :項目の平均値を越える

2) 教え込むことが通じにくい児童のしつけについて、児童の理解を見定めて指示するが事業所調査(46.6%)、利用者調査(36.3%)である。学校調査では、親に対する印象が、できないことを経験させようとはしないが(58.2%)である。

表2 児童の気になる言動について

(上位9項目/全項目31)	事業所 (n73)	利用者 (n102)	学校 (n67)
①人の気持ちを読み取れない	60.3%		67.2%
②友達を傷つける言動が多い	57.5%		46.3%
③言葉使いが荒い、叩く、なぐるなど乱暴さが目立つ	52.1%		46.3%
④がまんすることが苦手	45.2%	18.6%	82.1%
⑤指示されないと動けない		18.6%	37.3%
⑥負けそうになるとルールを変えようとする	43.8%	17.6%	
⑦人の嫌がることをする	36.3%		
⑧話しかけられたとき、聞いていないふりをする		15.7%	
⑨特になし		43.1%	

3) 児童に不足しているところの働きでは、「自分が大切に扱われている」が事業所調査 (31.5%)、学校調査 (58.2%)、「自分にある程度自信を持って行動する」が、利用者調査 (38.2%) である。

表3 「不足するところの働き」 (%)

	事業者	利用者	学校
①大切に扱われている	31.5%	15.2%	58.2%
②自信をもって行動する	23.6%	38.2%	10.4%
③価値あるものとみなす	15.3%	15.2%	25.4%
④自分を好き	25.0%	13.1%	6.0%
⑤自分を信じる	4.2%	17.2%	0.0%

表4 「不足するところの働き」 χ^2 検定の結果

	事業者	利用者	学校
①	23	15 ▽	39 ▲
②	17	39 ▲	7 ▽
③	11	15	17
④	18 ▲	13	4 ▽
⑤	3	17 ▲	0 ▽

▲有意に多い、▽有意に少ない、 $P<.05$

χ^2 検定の分析 (表4) では、児童に不足するところの働きとして、事業者の見方で「自分を好きという気持ち」、利用者の見方で「自分に自信を持って行動する気持ち」「自分を信じる気持ち」、学校の見方で「自分が大切に扱われている気持ち」の項目について、それぞれ▲ $P<.05$ 水準で有意に多い結果である。

4) 児童のこころの自立に必要なことについて、

「児童が自分の気持ちを伝えるこころの働き」が、事業所調査 (38.4%)、「相手の気持ちを考えるこころの働き」が、利用者調査で31.4%、学校調査32.8%で必要との結果である。(表5)

表5 「こころの自立に必要なこと」 (%)

	事業者	利用者	学校
①意見・気持ちを伝える	38.4%	29.4%	22.4%
②自分で決める	9.6%	24.5%	25.4%
③相手を認める	23.3%	4.9%	16.4%
④得たものを大事にする	1.4%	8.8%	3.0%
⑤相手の気持ちを考える	27.4%	31.4%	32.8%

表6 「こころの自立」 χ^2 検定の結果

	事業者	利用者	学校
①	28	30	15
②	7 ▽	25	17
③	17 ▲	5 ▽	11
④	1	9 ▲	2
⑤	20	32	22

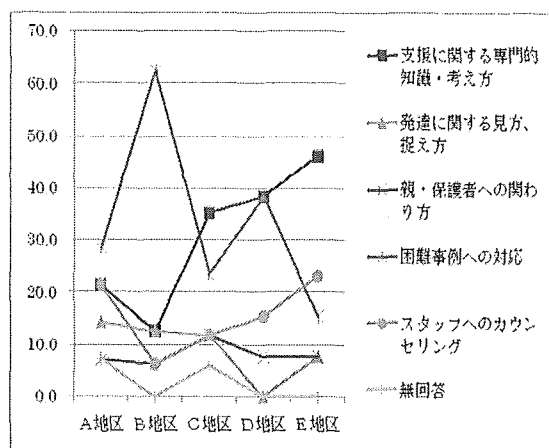
(▲有意に多い、▽有意に少ない、 $P<.05$)

χ^2 検定の分析 (表6) では、事業者で「自分で決めるこころの働き」と利用者で「相手を認めるこころの働き」の項目について、それぞれ▽ $P<.05$ 水準で有意に少ない結果である。

事業者調査において、「自分で決める」(9.6%) が、利用者調査 (24.5%)、学校調査 (25.4%) と比べ低いことは、こころの自立に必要な児童のセルフ・アドボカシーと自己決定の尊重についての事業者の現状認識を反映していると考えられる。

4. 参考になった専門的支援については、「児童の気持ちを受容して、関係の中で理解を高めて行く」(56.2%)である。また、必要とする専門職の助言については、地区によって異なるニーズとなっている(表7)。

表7 必要な専門職の助言(地区別%)



【考察】

本研究で対象とした江戸川区の「すくすくスクール事業」は、区内全小学校(73か所)に設置され、低学年・中学年を中心に放課後の安心・安全な遊び場、居場所としての機能を担っている。

今回実施した調査の全項目の地区別分析によって、現場の相談支援のニーズの背景には、地域文化の影響があることが確かめられた。

それぞれの地区には、固有の子育ての地域風土が存在する。それが事業に係る人的資源の変化(入れ替わり)にも関わらず受け継がれ、事業従事者の意識に影響を与え蓄積されている現状を見出すことができた。

すくすくスクール事業は、従事者の区内在住率が97.7%と高く地域の人的資源を活用した事業である。それだけに巡回相談のように地域に入り込む心理臨床活動には、地域の生活文化を十分認識した従事者支援が必要である。

本研究で着目した、相談支援における児童の

セルフ・アドボカシーについては、セルフ・アドボカシーに係る項目(事業所調査を通じて児童に不足する「こころの自立に必要なこと、自己決定」など)について、事業者の問題意識として不足していることが把握できた。

また、教え込むことが通じない指示が入りにくい児童の対応について「児童の理解を見定めて指導する」が過半数を越えるなど、事業従事者における児童を尊重する姿は確かめられた。

今後は、放課後対策における相談支援について事業従事者を中心に利用者(親)、学校の連携を進める上で、児童のセルフ・アドボカシーへの関心を高める必要がある

そのためには、心理臨床活動として従事者のエンパワメントを高める具体的な方策の検討が必要である。

【謝辞】

本研究にご理解とご協力を下さいました皆様により感謝申し上げます。

【文献】

1. 荒井規仁(2006):東京都江戸川区教育委員会 すくすくスクールーみんなで育つ みんなで学ぶ 子どもたちを地域で育む もうひとつの学校ー p4398-4400 第5章 学習機会の提供
2. 船越知行(2007):目白大学心理カウンセリングセンター年報 第5号 p25-35
学齢障害児の放課後支援と心理臨床活動